

奈良市公報

第9号

令和元年10月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
8 1	162	市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
8 1	163	奈良市公報号外第9号に掲載	福祉政策課
8 1	164	介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
8 1	165	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
8 1	166	令和元年度奈良市一般会計補正予算の要領	財政課
8 2	167	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
8 2	168	住居番号の設定	市民課
8 2	169	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
8 6	170	道路の位置指定	建築指導課
8 6	171	放置自転車等の保管	環境政策課
8 8	172	道路の位置指定	建築指導課
8 8	173	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	保護第一・第二課
8 8	174	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
8 8	175	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護第一・第二課
8 8	176	放置自転車等の保管	環境政策課
8 9	177	指定管理者の公募	奈良町にぎわい課
8 9	178	放置自転車等の保管	環境政策課
8 15	179	放置自転車等の保管	環境政策課
8 15	180	督促状の公示送達	納税課
8 15	181	放置自転車等の保管	環境政策課
8 15	182	放置自転車等の処分	環境政策課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
8 1	6	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主管
8	1	13	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
8	1	14	奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	給排水課
8	1	15	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主管
8	13	7	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
8	7	5	農業委員会総会の招集	

告 示

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

令和元年 8 月 1 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり 別紙省略

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

別紙のとおり 別紙省略

(2) 入居申込受付期間

別紙のとおり 別紙省略

(3) 申込方法

ア 別紙のとおり 別紙省略

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限ります。2 通以上の申込みや、重複した申込みは無効となります。

(4) 申込資格

(a) 市営住宅 一般向 次のア～オのすべての条件に該当する方が申込みできます。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある方、又は募集月の翌月から 3 か月以内に結婚予定の婚姻予約者を含む。）があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

イ 奈良市営住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

ウ 市内に住所又は勤務場所を有する方で、かつ、住宅に困窮していること。

エ 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた方は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等を未納していないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

オ 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している方が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除きます。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記エの不正の行為に該当します。）

(b) 市営住宅 子育て世帯向 次のア～イのすべての条件に該当する方が申込みできます。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

イ (a) イからオまでの条件

(c) コミュニティ住宅 子育て世帯向 次のア～ウのすべての条件に該当する方が申込みできます。

ア 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

イ 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

ウ (a) ウからオまでの条件

(d) 市営住宅 母子・父子世帯向 ア・イの条件に該当する方が申込みできます。

ア 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが 20 歳未満であること。

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

イ (a) イからオの条件

(e) 市営住宅 シルバーハウジング 次のア～イのすべての条件に該当する方が申込みできます。

ア 60 歳以上の方の単身世帯、60 歳以上の方のみの世帯又は 60 歳以上の方とその配偶者（以下、「高齢者夫婦」という。）のみの世帯であること。（ただし、常時介護を必要とする方のう

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

イ (a) イからオまで

の条件

(e) 市営住宅 シルバーハウジング 次の条件に該当する方が申込できます。

ア 60歳以上の方の単身世帯、60歳以上の方のみの世帯又は60歳以上の方とその配偶者(以下、「高齢者夫婦」という。)のみの世帯であること。(ただし、常時介護を必要とする方のうち居宅においてこれを受けることができない方は単身での申込みはできません。)

なお、家族を不自然に分割しての申込みや、今回入居しようとする方以外の人に扶養されている方が同居する申込みはできません。

イ (a) イからオまでの条件

3 公開抽選と入居決定

- (1) 抽選は公開で、別紙の日程で行います。
- (2) 申込書の受付番号をもって抽選番号とします。
- (3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考します。
- (4) 入居予定者に選考された方の提出書類

ア 住民票(市町村発行)

家族全員、続柄記載のもの。現在、別々の場所に居住している親族(婚約予定者を含む。)が同居する場合は、双方の住民票が必要です。ただし、現在、奈良市内に居住している方は不要です。

イ 所得に関する証明書

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要です。

① 生活保護受給者以外の方

1. 市県民税課税(又は非課税)証明書(所得額、扶養人数、控除額記載)最新年度の市県民税課税(又は非課税)証明書(市区町村発行)が必要です。ただし、基準日(平成31年1月1日)時点において奈良市内に住居登録していた方は不要です。

2. 雇用契約書及び給与明細の写し(最近就職又は転職された方のみ)

最近就職された方については上記1に加えて、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要です。

3. 退職証明書(退職した勤務先が発行)又は雇用保険被保険者離職票(最近退職又は転職された方のみ)

平成30年1月1日以降に退職された方については上記1、転職された方については上記1及び2に加えて、退職証明書又は雇用保険被保険者離職票が必要です。

4. 収支明細書(最近事業を始めた方)

最近事業を始めた方については上記1に加えて、収支明細書の提出が必要です。

② 生活保護受給者の方

現在、奈良市内に居住している方については、生活保護受給証明書(市町村発行)が必要です。

ウ 個人番号提供書(該当者のみ)

入居予定者又は同居予定者のうち、現に奈良市外に居住している方は次の①、②及び③の書類について、若しくは基準日(平成31年1月1日)時点において奈良市外に住居登録していた方は次の④の書類について、個人番号提供書の提出により地方税等の情報の取得に同意する場合、提出を省略できます。

①住民票

②生活保護受給証明書

③身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳

④市県民税課税(又は非課税)証明書

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる契約書が必要です。現在、親族等の持ち家に居住している場合は、所有者(固定資産税の納入義務者)が入居予定者及び同居

予定者以外の親族等であること、かつ、家屋の所在地番（現在居住している住宅と一致すること）が証明される書類が必要です。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、別々の場所に居住している親族（婚約予定者を含む。）が同居する場合は、双方の略図及び間取り図が必要です。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3か月以内に発行のもの。）

母子世帯・父子世帯又は単身で入居する場合は、配偶者がいないことを確認するために必要です。現在、別々の場所に居住している親族（同居中であっても住民票上世帯を分離している場合を含む。）が同居する場合は、親族関係を確認するために必要です。

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、別々の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、同居承諾書が必要です。（様式は問いませんが、双方の署名及び捺印が必要です。）

ク 各種控除に関する証明書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者に特別控除対象者がいる場合は、特別控除対象者であることを証明する書類が必要です。なお、障がい者が単身で入居する場合は、社会福祉事務所の発行する単身で日常生活ができる旨の証明を書面で求める場合があります。

ケ 婚約予約証明書（該当者のみ）

婚約予定者（募集月の翌月から3か月以内に結婚する方）は婚約予約証明書に必要事項を記入し、署名捺印の上、提出してください。

コ 在職証明書（該当者のみ。申込日以降に発行のもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市内に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要です。

サ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがあります。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者に決定された方が提出した書類により、入居資格を審査し入居予定者を決定します。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考します。

イ 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とします。

ウ 落選された方への通知はありません。

エ 入居資格審査書類が期間内に提出されない場合は、入居予定者資格を無効とします。

(6) 入居決定

入居予定者に決定した方について実態調査を行った上、入居決定します。なお、実態、申込書及び提出書類の内容のいずれかが事実と相違していた場合は失格になります。また、指定入居日までに住宅敷金（減免前の家賃の3か月分）及び駐車場敷金（駐車場使用料の3か月分。駐車場使用申込者のみ）、並びに入居月の家賃、共益費及び駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ。）の納付、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等の必要な書類の提出がない場合は、入居を延期、若しくは入居の決定を取り消す場合があります。

4 その他

(1) 申込書及び提出された書類は返却しません。

(2) 家賃とは別に月々共益費等の負担が必要です。

奈良市告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第53条第1項及び第46条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第115条の10第1号及び第85条第1号の規定により公示します。

令和元年8月1日

奈良市長 仲川 元庸

事業種別	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
訪問看護 介護予防訪問看護	奈良市神殿町158 グランドハイツ森川1106号	訪問看護ステーション アトム	奈良市南京終町4丁目378-51	合同会社スタンド・バイ	令和元年8月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	奈良市佐保台西町71	ナニワ商事株式会社ヘルスケア事業部 奈良営業所	大阪府東大阪市御厨中1-12-28	ナニワ商事株式会社	令和元年8月1日
居宅介護支援	奈良市学園朝日町3番8号	たなかやケアプランセンター	奈良市学園朝日町3番8号	合同会社 たなかやプランニング	令和元年8月1日

奈良市告示第 165 号

平成31年 奈良市告示第186号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

令和元年8月1日

奈良市長 仲川 元庸

別紙1の表中

西村 正大	奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町1084	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	を
-------	-----------	--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

佐々木 貫太郎	奈良市立都祁診療所	奈良市都祁白石町1084	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	に、
---------	-----------	--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

別紙2の表中

奈良市立都祁診療所	西村 正大	奈良市都祁白石町1084	0743-82-1411	を
-----------	-------	--------------	--------------	---

奈良市立都祁診療所	佐々木 貫太郎	奈良市都祁白石町1084	0743-82-1411	に、
-----------	---------	--------------	--------------	----

奈良春日病院	久富 充廣	鹿野園町1212-1	24-4771	を
--------	-------	------------	---------	---

奈良春日病院	塚口 勝彦	鹿野園町1212-1	24-4771	に
--------	-------	------------	---------	---

改める。

奈良市告示第 166 号

令和元年奈良市議会 7 月臨時会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和元年 8 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和元年度奈良市一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度奈良市一般会計 補正予算（第3号）

令和元年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,267,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,196,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 繰越金		千円 93,506	千円 4,000	千円 97,506
	1. 繰越金	93,506	4,000	97,506
23. 市債		13,203,200	1,263,800	14,467,000
	1. 市債	13,203,200	1,263,800	14,467,000
歳入合計		133,928,623	1,267,800	135,196,423

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		千円 13,862,433	千円 1,267,800	千円 15,130,233
	1. 総務管理費	9,974,169	1,267,800	11,241,969
歳出合計		133,928,623	1,267,800	135,196,423

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限度額
本庁舎耐震化整備事業	令和元年度から 令和2年度まで	千円 1,923,200

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	千円 25,800	千円 1,289,600
計	13,203,200	14,467,000

奈良市告示第 167 号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和 34 年奈良市条例第 13 号) 第 22 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和 元年 8 月 2 日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の調定年度及び期別

調定年度	期別
平成 30 (29) 年度国民健康保険料督促状	第 3 月期
平成 30 年度国民健康保険料督促状	第 12・1・2・3 月期

2 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

奈良市告示第168号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

令和元年8月2日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示

五条西二丁目10番15号	富雄川西一丁目9番22号	
大安寺二丁目11番6-4号	富雄川西一丁目33番4号	
あやめ池南四丁目11番46-1号	あやめ池北三丁目4番21号	
大宮町五丁目3番22号	五条二丁目4番25号	
四条大路三丁目4番16-室番号	百楽園三丁目15番1号	
富雄元町一丁目20番2号	あやめ池北一丁目4番16号	
七条一丁目21番9号	平松一丁目25番10号	
西登美ヶ丘八丁目16番29号	百楽園五丁目5番29号	
富雄元町三丁目1番35-1号	西大寺竜王町一丁目5番32号	
富雄元町三丁目1番35-2号	六条三丁目11番46号	
富雄元町三丁目1番36-1号	七条西町一丁目34番12号	
藤ノ木台三丁目21番25号	芝辻町三丁目4番2-3号	
疋田町二丁目3番34号	尼辻中町3番21-室番号	
学園南三丁目15番28号	七条西町一丁目20番16号	
七条西町一丁目13番8号	六条一丁目26番10号	
中登美ヶ丘五丁目17番17号	学園南三丁目8番6号	
中登美ヶ丘五丁目17番19号	四条大路二丁目3番52-2号	
中登美ヶ丘五丁目17番21号	六条西二丁目11番39号	
中登美ヶ丘五丁目16番8号	東登美ヶ丘二丁目2番16号	
中登美ヶ丘五丁目16番7号	七条一丁目12番8号	
中登美ヶ丘五丁目16番3号	平松四丁目22番2号	
中登美ヶ丘五丁目16番11号	西登美ヶ丘二丁目11番13号	
中登美ヶ丘五丁目15番5号		
中登美ヶ丘五丁目15番4号		
中登美ヶ丘五丁目15番3号		

奈良市告示第 169 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

令和元年8月2日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年7月10日	奈良市指令整開	第18A-15号
平成31年3月12日	奈良市指令整開	第18A-15-1号
令和元年5月8日	奈良市指令整開	第18A-15-2号
令和元年7月9日	奈良市指令整開	第18A-15-3号
令和元年8月2日	奈良市指令整開	第18A-15-4号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為	令和元年8月2日	第1698号
公共施設	令和元年8月2日	第833号

3 開発区域に含まれる地域

【2工区】奈良市中山町西二丁目939番4、939番5、939番6、939番7、939番18、929番19、939番20、939番21、939番22、939番23、939番24、939番25、939番26、939番27、946番19、946番20、946番21、946番22、946番23、946番24、946番25、946番26、946番27、946番28、946番29、946番30、946番31、946番32、946番33、946番34、946番35、946番36、946番37、946番38、946番39、946番40、946番41、946番42、946番43、946番52、946番53、946番54、946番55、1947番6、1947番7、1947番8、1947番9及び1947番10

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府寝屋川市豊里町42番6号

山形 強志

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中山町西二丁目946番52、946番53、946番54及び946番55

(2) 下水道

奈良市中山町西二丁目946番52、946番53、946番54及び946番55

奈良市告示第170号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年8月6日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市五条町272番地の1
申請者氏名	株式会社ヤマトラ 代表取締役 山本 寅夫
道路の位置	奈良市四条大路五丁目14番の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	29.69m
指定年月日	令和元年8月6日
指定番号	第R0102号

奈良市告示第17/号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年8月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年8月6日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部・環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第172号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年8月8日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市大宮町一丁目6番21
申請者氏名	株式会社 やまと不動産 代表取締役 森本 勇人
道路の位置	奈良市宝来四丁目564番3、1530番、宝来五丁目558番1及び同番3の各一部
道路の幅員	最大6.00m 最小6.00m
道路の延長	37.92m
指定年月日	令和元年8月8日
指定番号	第H3008号

奈良市告示第 173 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和 元 年 8 月 8 日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
薄葉医院	奈良県奈良市古市町1823	平成31年4月30日

奈良市告示第 174 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

令和 元 年 8 月 8 日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
社会医療法人松本快生会 西 奈良中央病院	奈良県奈良市鶴舞西町1番 15号	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成31年4月1日
社会医療法人松本快生会	奈良県奈良市鶴舞西町1番 15号		

奈良市告示第 175 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

令和 元 年 8 月 8 日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション アトム	奈良県奈良市神殿町158 グランドハイツ森川106号	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	令和1年8月1日
合同会社スタンド・バイ	奈良県奈良市南京終町四 丁目378-51		
ナニワ商事株式会社ヘルスケア事業部 奈良営業所	奈良県奈良市佐保台西町7 1	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	令和1年8月1日
ナニワ商事株式会社	大阪府東大阪市御厨中1- 12-28		
たなかやケアプランセンター	奈良県奈良市学園朝日町3 番8号	居宅介護支援事業(介護計画作成)	令和1年8月1日
合同会社 たなかやプランニング	奈良県奈良市学園朝日町3 番8号		

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年8月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年8月8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第177号

奈良町にぎわいの家の指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

令和元年8月9日

奈良市長 仲川元庸

1 公の施設の所在地及び名称

奈良市中新屋町5番地
奈良町にぎわいの家

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良町の地域活性化に関すること。
- (2) 奈良町の生活文化の保存及び継承に関すること。
- (3) 市民と観光客の交流の促進に関すること。
- (4) 教育機関との連携に関すること。
- (5) 奈良町の観光案内に関すること。
- (6) その他、奈良町にぎわいの家の設置目的を達成するために必要な事業。

3 指定予定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市鳴川町37-4
奈良市観光経済部奈良町にぎわい課

(2) 申請期間

令和元年8月9日から令和元年9月10日まで

(3) 提出書類

奈良町にぎわいの家指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

- ア 奈良町にぎわいの家指定管理者事業計画書
- イ 奈良町にぎわいの家指定管理者収支予算書
- ウ 団体の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）
- エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- カ 団体の役員名簿

- キ 団体及びその代表者が平成30年度分の法人市町村民税及び個人市町村民税の滞納がない旨の証明書
- ク 共同体にあっては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の申請の手続に係る委任状
- ケ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

5 その他

詳細は、「奈良町にぎわいの家指定管理者募集要項」によります。

6 問い合わせ先

奈良市観光経済部奈良町にぎわい課

電話0742-24-8936

奈良市告示第78号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年8月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年8月9日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第177号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年8月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和元年8月11日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費		1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 180 号

平成 30 年度固定資産税・都市計画税第 4 期の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

令和元年 8 月 15 日

奈良市長 仲川 元庸

1. この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成 30 年度固定資産税・都市計画税	第 4 期	平成 31 年 3 月 20 日	平成 31 年 2 月 28 日

2. この公示送達により変更した後の差押可能日

令和元年 8 月 26 日

3. 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和元年8月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年8月15日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第182号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

令和元年8月15日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

令和元年8月15日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成31年1月7日、同月11日、同月15日、同月18日、同月21日、同月25日及び
同月28日

監 查

奈良市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年 8 月 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

医療政策課

監査結果公表日 令和元年 6 月 28 日（奈良市監査委員告示第 5 号）

措置結果通知日 令和元年 7 月 4 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>研修に参加した職員 2 人の市外旅費において、研修施設に宿泊し、宿泊料を限定支給していたが、夕食代及び朝食代を支給していなかった。</p> <p>「サービスに関する制度の改正について」（平成 23 年 4 月 1 日施行）によると、旅程において宿泊料を限定支給し、かつ、各自自由食となる場合、食事代を別途定額支給することになっているため、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>監査の指摘を受けて、「サービスに関する制度の改正について」（平成 23 年 4 月 1 日施行）に基づき、食事代の別途定額支給を、当該職員に対して速やかに行いました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めます。</p>

公當企業

奈良市企業局告示第13号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和元年 8月 1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 8月 1日

奈良市公営企業管理者

池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和元年 8月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市平松三丁目、学園大和町四丁目、平松二丁目の一部

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処 理 分 区	起 点	終 点	告示位置図No.
佐保川第11処理分区	平松三丁目26-13	平松三丁目24-10	①
富雄川第8処理分区	学園大和町四丁目168	学園大和町四丁目165	②
佐保川第11処理分区	平松二丁目24-3	平松二丁目23-11	③

3 公共汚水樹を設置し、供用を開始する場所

処 理 分 区	場 所	告示位置図No.
佐保川第7処理分区	秋篠町586-1	④
大安寺第3処理分区	四条大路二丁目44-4	⑤
佐保川第3処理分区	中山町110-1	⑥
大安寺第1処理分区	肘塚町15-23、15-24、15-25	⑦
南奈良第5-2処理分区	大安寺三丁目80番1	⑧
佐保川第1処理分区	西登美ヶ丘六丁目4219	⑨
佐保川第10処理分区	西大寺新田町541-1	⑩
佐保川第1処理分区	登美ヶ丘一丁目3293番56	⑪
佐保川第10処理分区	菅原町92-3	⑫
佐保川第13処理分区	五条二丁目566番2、561番5	⑬
南奈良第3処理分区	北永井373-11	⑭
南奈良第3処理分区	北永井373-12	⑮

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

位置図省略

奈良市企業局告示第14号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止
の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり告示します。

令和元年8月1日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
島田水道設備	島田 勉	奈良県橿原市五井町276-3	令和元年7月25日

奈良市企業局告示第15号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

令和元年8月1日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社島田水道設備	代表取締役 島田 剛志	奈良県橿原市五井町276-3	令和元年7月25日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第7号

令和元年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和元年8月13日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

令和元年8月20日（火）
午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に附すべき事案

請願

請願第1号 「奈良市の公的広報誌『市民だより』と『奈良市公式ホームページ』に県立高校の再編問題に関する情報と奈良市内の県立高校並びに市立高校の校舎の耐震状況の掲載を求める」請願

請願第2号 「奈良市教育委員会が主体的に平成30年10月5日に可決された『奈良県立高等学校設置条例の一部を改正する条例』の見直しをはたらきかけることを求める」請願

教育長報告

- (1) 富雄第三幼稚園の再編実施方針について
- (2) 飛鳥幼稚園の再編実施方針について
- (3) 令和元年度9月補正予算要求額について

議事

議案第27号 令和元年度奈良市教育委員会施策評価報告書（平成30年度教育委員会活動の点検・評価報告）について

議案第28号 月ヶ瀬公民館の臨時開館について

議案第29号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第30号 学校教育法施行細則の一部改正について

議案第31号 令和2年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について

議案第32号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱又は任命について

議案第33号 奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について

議案第34号 令和2年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

議案第35号 奈良市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正について

議案第36号 人事について

議案第37号 奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部改正について

協議事項

「働き方改革に関わって～学校における部活動の在り方について～」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

農業委員会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会令和元年8月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和元年8月7日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和元年8月14(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (4) 奈良農地振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
- (5) 許可の取消しについて(7月専決処理分)
- (6) 生産緑地法(昭和44年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (7) 知事許可について(7月許可分)